

命を守る 住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



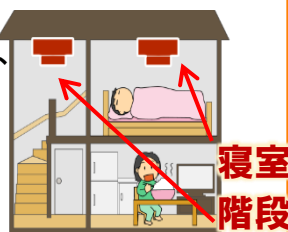
長崎県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられてから
令和5年6月1日で**14年**が経過しました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

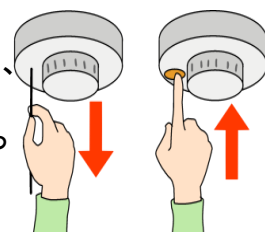
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



島原地域広域市町村圏組合消防本部 予防課 0957-62-5857